



## 《作業環境測定のご案内》

## 【当社の測定可能な作業場】

作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数	
1	土石、岩石、鉱石、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離ケイ酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷、又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度及びふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条 591条	騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超える作業場	安衛則 612条	気温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6	特定化学物質等(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場	特化則 36条	第1類物質又は第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3(特定の物については30年間)	
7	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
8	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素濃度	作業開始前ごと	3	
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素及び硫化水素濃度	作業開始前ごと		
9	第1種又は第2種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う作業場	有機則 28条	有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	